

○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和二年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）

最終改正 令和五年十二月二十八日

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進に関する事項及び地域経済牽引支援機関の連携に関する事項を次のとおり定める。

第一 地域経済牽引事業の促進に関する事項

イ 地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項

(1) 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

① 目指すべき地域の将来像の概略

地域経済分析システム等を活用して、地域経済牽引事業として促進しようとする産業及びその関連産業の構造、雇用状況、需要構造、地域内の事業者が地域経済に与える影響等の地域経済の定量的な把握及びその分析を行った上で、目指すべき地域の将来像の概略について定めるものとする。

② 目標値の設定

地域経済牽引事業の促進による経済的効果の目標として、基本計画の計画期間（基本計画の計画期間は原則五年とする。）における促進区域に係る地域経済牽引事業の促進による付加価値創出額の目標値を定めるものとする。

目標の設定に当たっては、原則として地域経済牽引事業による付加価値創出額を積み上げる方法により、基本計画に係る主務大臣の同意及び事後検証の際に、目標の設定方法、地域経済牽引事業の内容との関係性、目標の達成又は不達成の要因等について分析できるものとする。また、必要に応じて、目標を達成するためのプロセスを管理・計測するためのKPIを定め、補助的指標として活用するものとする。

(2) 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

次に示す事項を目安として、地方公共団体において、地域経済牽引事業の目標設定を行うものとする。

地域経済牽引事業は、次の①から③までを全て満たす事業をいう。地域経済牽引事業計画（以下「

事業計画」という。)の実施期間は五年を超えない範囲で定めることとし、当該期間は、法第四条第六項の規定に基づき主務大臣が同意をした基本計画（法第五条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の計画期間の終期を超えて定めることができる。

① 地域の特性の活用

「ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項」に基づいて、同意基本計画に定める地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であると認められるものであること。

② 高い付加価値の創出

促進区域において新たな事業所が一つ立地するのと同等の付加価値額（具体的には、都道府県別一事業所当たりの平均付加価値額とする。）以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

ただし、事業計画の実施期間が五年に満たない場合には、事業計画の実施期間に応じた付加価値

額を定めることができる。

③ 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の実施により、同意基本計画に定める次のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 地域の事業者との取引額が増加すること。
- ・ 地域の事業者の売上げが増加すること。
- ・ 地域の事業者の雇用者数が増加すること。
- ・ 地域の事業者の給与総額が増加すること。

ただし、事業計画の実施期間が五年に満たない場合には、事業計画の実施期間に応じた数値を定めることができる。

ロ 促進区域及び重点促進区域の設定に関する基本的な事項

(1) 促進区域の設定

促進区域は、基本計画の対象となる区域であり、原則として行政区画単位で定めるものとする。促進区域の設定に当たっては、「へ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際

し配慮すべき事項」に留意するものとする。

(2) 重点促進区域の設定

① 重点促進区域の設定方法

促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）を定める場合にあつては、地域の特性が顕著に存在する地域及びその周辺地域（工業団地、観光地、商業エリア、交通インフラ又は主要な大学若しくは研究機関が存在する地域等）を、その設定理由を明確にした上で、字単位で定めるものとする。ただし、字が住所に含まれていない場合には、図面等で定めることができる。重点促進区域の設定に当たっては、「へ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に留意するものとする。

② 工場立地特例対象区域の設定

重点促進区域において、市町村が工場立地特例対象区域を設定しようとする場合は、地番等を用いて定めるものとする。

ハ 地域経済牽引事業の促進に当たっては、生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項

地域の特性の設定に当たっては、地域経済分析システム等を活用した地域経済の定量的な把握及びその分析を行った上で、地域の特性（①産業の集積、②観光資源、③特産物、④技術、⑤人材、⑥情報、⑦インフラ、⑧自然環境（観光資源を除く。）、⑨その他）及び当該地域の特性を戦略的に活用する分野（①成長ものづくり、②農林水産・地域商社、③デジタル、④観光・スポーツ・文化・まちづくり、⑤環境・エネルギー、⑥ヘルスケア・教育サービス、⑦その他）を、一基本計画当たり九個以内を目安として定めるものとする。

ニ 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

地方公共団体は、次の(1)から(3)までに定める事項に取り組むこととし、事業者が地域経済牽引事業を実施する際の予見可能性を高める観点から、その実施スケジュールを定めるものとする。

(1) 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備

地方公共団体は、地方税の減免措置や景観条例等の創設及び必要な制度の改廃等、地方公共団体が地域経済牽引事業の促進のために促進区域で行う予定の制度の整備に関して、具体的に定めるものとする。

なお、「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を総合的に行う国の地方創生施策においては、地域経済牽引事業の促進は、特に「しごと」創出の観点で、重要な役割を果たすものである。このため、地方公共団体は、地方創生関連施策と連携して地域経済牽引事業を促進することが重要である。

(2) 情報処理の促進のための環境の整備

地方公共団体は、促進区域で情報処理を活用した地域経済牽引事業の促進を行うために、公共データの民間公開等によって、様々なデータを地域経済牽引事業に活用できる環境を整備するよう努めるものとする。

なお、公共データの民間公開等を行う場合には、地方公共団体において定める個人情報保護条例等に基づいて適切な個人情報保護等の処置を行うものとする。

(3) その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

① 事業者からの事業環境整備の提案への対応

地域経済牽引事業に関する各種規制や条例の適用及び運用に当たっては、地方公共団体が、法令等の遵守を前提に、その裁量の範囲内において、事業者の必要性に鑑みて規制や制度等の柔軟な運用や見直し等の事業環境整備を積極的に進めていくことが重要であり、地方公共団体は事業者からの事業環境整備の提案に対応する体制の整備について定めるものとする。

② 事業者の成長促進等

事業者が、地域経済牽引事業の実施を通じて、雇用拡大等による成長を志向できる環境を整備することが重要である。これを実現するためには、地方公共団体においても、国の施策の活用に加え、中小企業が中堅企業へと成長した後も、地域経済牽引事業の促進に当たって中小企業向けの支援策の活用を可能とする等、事業者の成長段階に応じた支援に取り組みとともに、事業者の海外展開支援の強化を図ることが有効である。また、地域において経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すため、「スタートアップ育成5か年計画」（令和四年十一月二十八日新しい資本主義実現会議決定）も踏まえ、金融機関や大学等と連携し、地域経済を牽引することが見込まれるスター

トアップへの資金供給の拡大や、調達の推進、実証事業への支援に取り組むことが有効である。

③ 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

少子高齢化を背景に労働力需給が逼迫する中、特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進に資する産業を重要産業として特定し、当該重要産業の安定的かつ継続的な発展を実現すべく、サプライチェーンを構築・強靱化する必要性が高まっている。このため、地方公共団体は、地域経済分析システム等も活用しながら、地域における重要産業を特定した上で、当該重要産業の振興に関する産業戦略を策定するとともに、国の施策とも連携しつつ、サプライチェーンの構築・強靱化を念頭に当該重要産業の振興に資する重点的な支援を講ずることが重要である。また、国際情勢の複雑化等により、経済安全保障等の観点から、国の施策においても、国家として守るべき重要物資や重要技術に係る産業のサプライチェーンを構築・強靱化する必要性が高まっていることを踏まえ、地域における重要産業が当該産業と関係する場合には、産業戦略策定等において関連する国の方針とも調和するよう努めることが望ましい。

④ 地域ブランドの育成・強化

地域の資源を活用した地域経済牽引事業の実施に当たっては、地域の資源をブランド化することにより商品等の付加価値を高めることが有効である。このため、地方公共団体は、関係団体、事業者等と連携し、地域を挙げた継続的な情報発信や地域全体を巻き込んだ活性化の取組を行うことにより、地域ブランドの育成・強化を図ることが重要である。

⑤ 研究開発や販路開拓等の支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の事業者の技術力の向上等により、競争力の向上や新事業への展開を促進することが重要である。しかしながら、事業者にとっては、単独での新たな研究開発や販路開拓はリスクが大きく、躊躇ちゆうちよするおそれもあるため、地方公共団体は、国の施策も活用しながら、事業者が大学・公設試験研究機関（工業試験場等）等の研究機関や産業支援センター等と連携して行う研究開発や販路開拓等を支援することが重要である。

⑥ 人材育成・確保支援

少子高齢化が深刻化し、労働力人口が減少する中、地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域経済牽引事業の実施に資する人材を育成・確保することが重要である。これを実現するためには、

人材育成については、国の施策の活用を図りながら、地域の教育機関等と連携した地域経済牽引事業の実施に資する最適な教育プログラムの開発や、事業者の事業の実施に必要な知識の習得又は技能の向上のための教育訓練その他の事業者等が従業員に対して実施する教育訓練を支援し、人材を育成することが有効である。また、人材確保については、地域経済牽引事業の実施に資する人材を確保する観点から、働き方改革の推進に資する国の認定制度等の普及促進、地域経済を牽引する事業者の労働市場における更なる認知度向上のための情報提供並びに支援機関等が行う兼業・副業人材や高度外国人材と事業者とのマッチング及び当該人材の地域への定着支援が有効である。

⑦ 道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援

物流コストの低減や人の移動の円滑化は、事業者の事業活動の効率化、関係事業者や研究機関等との有機的な連携等の観点から重要であり、地方公共団体は、地域経済牽引事業の促進に当たって、広域的な視点も踏まえ、国との適切な役割分担の下、道路、港湾、空港等社会資本に関する整備計画との連携を図りつつ、戦略的に取組を進めることが重要である。

また、国の施策と連携しながら、工場跡地を含む工場適地に関する情報を体系化し、事業者に適

切に開示するとともに、地域経済牽引事業の用に供する施設の整備についての配慮規定等も活用しつつ、事業者のニーズを踏まえた産業用地の確保を図ることが重要である。なお、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号。以下「農村産業法」という。）に基づく産業の導入の促進等を行う取組が地域経済牽引事業に該当する場合には、農村産業法に基づく実施計画を策定した上で、農村産業法の税制又は融資等の活用を図ることが有効である。

⑧ 賃上げ促進支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、労務費、原材料費及びエネルギーコスト等の上昇分をサプライチェーン全体で適切に転嫁できる環境が整備され、事業者の賃上げの原資が確保されることが重要である。これを実現するためには、地方公共団体は、国や労務管理を支援する機関と連携し、事業者の賃上げの取組を促進する支援体制の構築、賃上げに向けて活用できる国の助成制度等の情報提供並びに価格転嫁の円滑化等を通じたサプライチェーン全体の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の更なる拡大に向けて地域の経済団体等が行う協定締結・共同宣言への参画及び宣言企業向けの優遇措置の導入等を行い、事業者の取組を支援することが有効である。

⑨ グリーントランスフォーメーションの促進支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素製品の需要創出を含め、地域の事業者の実情に応じたグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）が促進されることが重要である。これを実現するためには、地方公共団体は、国の施策も活用しながら、積極的に環境物品を調達し需要創出を図るとともに、組織横断的にGXの取組を進める体制の整備や支援機関のネットワークの構築により、事業者のGXに向けた取組を支援することが有効である。また、事業者のカーボンニュートラルの実現に向けて情報提供を行うとともに、温室効果ガスの排出量の見える化及び脱炭素化・省エネを促進する設備投資、事業者のGX促進に資する人材育成、革新的な製品・技術開発並びに新事業展開を支援することが有効である。

⑩ デジタルトランスフォーメーションの促進支援

労働力需給が逼迫する中、デジタル技術の活用が企業・産業の競争力に直結することを踏まえ、地域の実情に応じてあらゆる分野でデジタル技術が有効に活用され、地域経済牽引事業のデジタル化やデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）が進み、事業者の生産性

向上や新事業展開が図られることが重要である。これを実現するためには、地方公共団体は、支援機関等と連携した事業者のデジタル化やDXを促進する支援体制の構築、DX認定（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十一条の認定をいう。以下同じ。）の取得等に関する相談窓口の設置、DX認定等の普及のための研修の実施及びDX認定等を取得した事業者に対する優遇措置の導入等を行い、事業者の取組を支援することが有効である。また、ITベンダーや大学等と連携した事業者のデジタル化やDXの促進に資する人材育成及び事業者によるデジタル技術を活用した新事業創出を支援することが有効である。

⑪ 事業承継支援

地域において経営者の高齢化が進み、後継者が不足する中、地域経済牽引事業の促進に当たっては、各地域の産業構造や産業特性を踏まえ、事業者の経営資源が将来世代に引き継がれるとともに、事業承継・引継ぎを契機とした経営革新を通じた生産性向上及び販路拡大等の新たな需要が開拓されることが重要である。これを実現するためには、地方公共団体は、事業者による計画的な事業承継に係る取組を促進するとともに、第三者承継等を通じた経営資源の引継ぎを促すべく、国や事

業承継・引継ぎを支援する機関と連携し、支援機関のネットワーク構築を含めた事業承継・引継ぎの支援体制を整備することが有効である。また、事業承継・引継ぎを契機とした経営革新に向けた取組及び後継者を主体とした新規事業や事業拡大を始めとした地域経済牽引事業の実施を支援することが有効である。

ホ 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項

地域経済牽引支援機関は、次に掲げる地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者であつて、公設試験研究機関、産業支援センター、大学・高等専門学校、商工会・商工会議所及び地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域の金融機関等が想定される。地方公共団体は、地域経済牽引支援機関として想定される主体及びその支援内容を踏まえ、促進区域で期待される支援の事業内容とその主体及び実施方法としての連携支援計画の作成等について、基本計画において定めるものとする。

(1) 技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進

事業化につながる研究開発支援、技術移転機関等を活用した大学等の研究成果の事業者等への移転

の支援及び研究成果の普及等

(2) 市場に関する調査研究及び情報提供

都道府県の区域を超えたネットワーク等を活用した市場ニーズと研究シーズのマッチング支援及び

技術情報・人材情報・特許情報・市場情報等の事業者が必要とする情報の提供等

(3) 経営能率の向上の促進

経営能率の向上に資する人材育成支援やローカルベンチマークを活用した経営改善支援等

(4) 資金の融通の円滑化

技術開発、製品開発、生産、販売及び流通等の事業の発展段階に応じた融資による支援等

(5) 研修

技術開発、販路開拓及び労務管理・マネジメントの能力等の向上のための研修・セミナー等

(6) 事業承継等支援

地域経済牽引事業を行う事業者にとって必要不可欠な中小企業・小規模事業者等の事業承継等支援

や、地域経済牽引事業を行う事業者が関連する事業者の再編・統合等を行う場合の事業承継等支援

(7) 人材育成・確保支援

地域経済牽引事業の実施に必要な知識の習得又は技能の向上のための教育訓練の実施による人材の育成支援、働き方改革の推進に資する国の認定制度等の普及促進、兼業・副業人材や高度外国人材と事業者とのマッチング及び当該人材の地域への定着支援並びに人材戦略の策定支援等による人材の確保支援

(8) 賃上げ促進支援

事業者の賃上げに資する取組の促進に向けた相談窓口の設置、賃上げに向けて活用できる国の助成制度等の情報提供及び申請書の作成支援並びにパートナーシップ構築宣言の更なる拡大に向けた地方公共団体等との協定締結・共同宣言等

(9) GXの促進支援

事業者のカーボンニュートラルに資する取組の促進に向けた相談窓口の設置、温室効果ガスの排出量の算定、省エネルギー診断の実施、事業者のGXを実現するための取組を盛り込んだ経営計画の策定支援、事業者のGX促進に資する人材育成や革新的な製品・技術開発及び新事業展開への支援等

(10) DXの促進支援

事業者が策定するデジタル化やDXの促進に資する戦略の策定及び当該戦略の実現に向けた伴走支援、デジタル技術の導入に向けたITベンダーと事業者とのマッチング支援、DX認定の取得等に関する相談窓口の設置並びに事業者のデジタル化やDXの促進に資する人材育成等

へ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 地域振興に関する計画等との調和

基本計画及び土地利用調整計画と土地利用関係の諸計画等との調和を保つ観点から、基本計画の作成に当たっては、次に掲げる土地利用関係の諸計画等との調整方針等について具体的に定めるものとする。

① 国土形成計画・国土利用計画・土地利用基本計画

② 都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する

基本的な方針

③ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に規定する基本方針及び基本計画

④ 河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港務局を含む。）の計画

⑤ 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

重点促進区域を定め、土地利用調整を行う場合にあつては、人口減少・高齢化の進行に加え、社会資本の老朽化への対応も併せて求められている状況の下、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であるため、市街地の拡散の防止を図るとともに、新たに大規模な公共施設整備を要することのないよう土地利用関係の各種計画との調和を図るものとする。

基本計画で定める重点促進区域における地域経済牽引事業について、市町村が、法第十一条第一項に基づく土地利用調整計画を作成し、地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として土地利用調整区域を定める場合には、土地利用調整区域は、地番単位で定めるものとする。

なお、基本計画の作成、市町村による土地利用調整計画の作成及び都道府県による同計画の同意に当たっては、都道府県において、庁内に部局横断的な調整の場や市町村に対するワンストップの相談窓口を設け、土地利用関係の諸計画等との整合を図りながら、調整が円滑に行われるよう取り組むこ

とが望ましい。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

重点促進区域については、農業関連施設を整備する等、土地を農用地区域から除外せずに地域経済牽引事業の用に供することができる場合を除き、農用地区域外の土地を優先して定めるものとする。

土地利用調整区域の設定に当たっては、既存の工業団地、遊休地、農村産業法に基づき造成された用地等の工場適地や業務用地の把握を行い、こうした用地を優先して定めるものとする。市町村においては、こうした工場適地や業務用地に関する情報を体系化し、事業者適切に開示するものとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を定めるものとする。

やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に行うべき調整について、次の考え方に基づく具体的な方針を、基本計画において、地域の実情を踏まえて定めるものとする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内に、都市計画法に基づく市街化区域（非線引き都市計画区域にあつては用途地域）が存在する場合には、これらに含まれる土地を優先的に土地利用調整区域として定める等、農用地区域外での開発を優先すること。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集团的農地の中央部に他の用途の土地が介在することとなり、高性能機械による営農への支障が生ずる

- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることとなり、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずる

- ・ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な

農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生ずる

等、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずる事態が起きないようにすること。

③ 面積規模が最小限であること

土地利用調整区域として定める面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、地域経済牽引事業の用途に供するために必要最小限の面積であること。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこと。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実

施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

① 市街化調整区域における土地利用の調整に関する基本的な考え方

重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域（非線引き都市計画区域にあつては用途地域）内において現に宅地化された土地の活用を優先するものとする。

ただし、市街化区域において適切な土地がないと認められ、かつ、地形・環境等の自然的条件、雇用、交通、土地利用、産業等の経済的社会的条件及び災害の発生のおそれを総合的に勘案し、やむを得ないと認められる場合には、都市計画（都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を含む。）及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域において重点促進区域及び土地利用調整区域を定める

ことを妨げないものとする。

この場合、重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に伴い、市街化調整区域において大規模な公共施設整備を要することのないようにするとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設、商業施設等の集客性のある施設又は住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発しないことが求められる。

② 市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設

(1)及び(3)①を踏まえ、市街化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設としては、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当であつて、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で次のような立地を得られることが特に必要であると認められる以下のものが考えられる。

(i) 流通の結節点

高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工

場

(ii) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品若しくは食品の原料若しくは材料として使用される農林水産物等の生産地等又は現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設又は工場

(iii) 変電所の近傍

変電所（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第一号に規定する変電所のうち、構外に六万ボルト以上の電圧で電気を伝送するものに限る。）の近傍に立地するコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設（当該施設の用に供する土地の面積が十ヘクタール以上のものに限る。）

(iv) 高速自動車国道等のインターチェンジの近傍

高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）のインターチェンジの近傍に立地した次世代モビリティに対応した物流施設（高速自動車国道等又は高速自動車国道等と連結する道路に連絡する通路（専ら当該物流施設の利用者の用に供することを目的として

設けられるものに限る。)を備えているものであって、道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の八の二第一項第一号に規定する自動運行車の運行を支援する環境が整備されており、電気自動車(専ら電気を動力源とする自動車をいう。)に電気を供給するための設備又は水素自動車に水素を充てんするための設備が当該物流施設の利用者の用に供するよう適切に整備されているものに限る。)

(v) 地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域

都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に記載された産業立地のための土地利用に関する事項の内容に即して、地方公共団体が基本計画の重点促進区域内に、高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第八十一条第一項に規定する都市機能増進施設を除く。)

(4) 自然環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する生息地等保護区を含まないものとする。重点促進区域には、このほか、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に規定する国立・国定公園区域や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に規定する鳥獣保護区を含まないものとする。また、重点促進区域に環境保全上重要な地域（重点促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合、地域経済牽引事業の実施により自然環境に重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。

促進区域に環境保全上重要な地域（促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合には、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。特に、促進区域に国立・国定公園区域を含む場合には、基本計画及び事業計画と自然公園法第二条第五号に規定する公園計画等との整合を取るものとする。また、国立・国定公園を含む基本計画を作成する場合又は事業計画を承認する場合には、国立公園にあつては地方環境事務所、国定公園にあつては都道府

県の自然環境部局と調整を図るものとする。なお、地方公共団体の条例により指定された保護区域等についても、それぞれの条例の目的や関係計画に基づき、適切な環境保全を図るものとする。

また、基本計画を作成する場合には、緑地の確保、大気汚染防止対策、廃水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策、悪臭対策、廃棄物・リサイクル対策、省エネルギー対策、地球温暖化対策等、事業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、住民の理解を得るための取組について定めるとともに、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備等、犯罪及び事故の防止、地域の安全と平穩、交通の安全等を確保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行うことについて定めるものとする。

ト その他地域経済牽引事業の促進に関する重要事項

(1) P D C Aサイクルの強化

法の執行に当たっては、その実施状況について適切なK P Iを定めた上でP D C Aサイクルを確立し、法の執行改善、定期的な評価、見直し等を行うことが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、基本計画及び地域経済牽引事業の進捗状況を取りまとめるもの

とする。具体的には、国は基本計画への同意の際に、地方公共団体による目標設定の方法、地域経済に与える影響、基本計画の目標と地域経済牽引事業の要件との関係性等についての説明を求めるとともに、毎年度、地方公共団体における基本計画の目標に対する進捗状況を取りまとめるものとする。

地方公共団体は、それぞれの地域の実情を踏まえた基本計画の作成を行い、毎年度、地域経済の状況、承認した事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置、土地利用の調整の状況等、基本計画の進捗状況に関する取りまとめを行い、国に報告するものとする。また、地方公共団体は、基本計画の計画期間終了後、継続して地域経済牽引事業を促進しようとする場合には、原則として、経済社会情勢の変化、事業者のニーズ、基本計画の実施状況等を評価した上で、改めて基本計画を作成するものとする。なお、基本計画の計画期間終了時点において当該基本計画に適合すると認められた承認事業計画の実施期間が終了していない場合には、当該承認事業計画の実施期間が終了するまでの毎年度、基本計画の進捗状況に関する取りまとめを行うとともに、当該基本計画に適合すると認められた全ての承認事業計画の実施期間終了後、基本計画に関する最終的な評価を実施し、国に報告するものとする。

(2) 地域経済牽引事業促進協議会の設置

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地方公共団体と地域の産学金の関係者が協力して地域経済牽引事業を推進する体制が必要である。このため、地方公共団体は、基本計画の作成、地域経済牽引事業の案件発掘、承認地域経済牽引事業の進捗状況のフォローアップ等において、法第七条の規定に基づき地域経済牽引事業促進協議会を活用することが望ましい。

(3) 事業計画に係る地域の成長発展の基盤強化に特に資する基準の評価体制の整備

国は、法第二十五条の課税の特例及び第二十六条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に關して、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することに ついての確認を適切に行うため、評価委員会を設置し、その評価を踏まえるものとする。

評価委員会は、事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等で構成することとし、案件に利害関係等を有する者は当該案件の評価に關与しないものとする。

第二 地域経済牽引支援機関の連携に関する事項

イ 地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項

(1) 連携の意義

事業者が抱える課題は多様化・複雑化しており、地域経済牽引事業の実施に当たって、単一の地域経済牽引支援機関では的確な支援が困難であることも想定される。このため、地域経済牽引事業の支援に当たっては、地域に存在する複数の地域経済牽引支援機関間で連携を図り、役割と責任を明確化した上で、それぞれの地域経済牽引支援機関が主体的に支援を行っていくことが重要である。

また、地域外に所在する地域経済牽引支援機関も含めた連携体制を構築することにより、地域内で不足する支援の機能を補完することも重要である。

(2) 連携の目標

連携支援計画の作成に当たっては、(1)を踏まえ、次の事項について定めるものとする。

- ・ 支援対象とする事業分野
- ・ 地域における産学官金の地域経済牽引支援機関の連携による支援体制の構築
- ・ 地域の地域経済牽引支援機関の役割と責任の明確化
- ・ 地域内で不足する支援機能の地域外からの補完

- ・ 想定する効果（支援件数等）

ロ 地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 連携支援事業の内容

地域経済牽引支援機関が主に連携支援事業を実施する地域の特性等を踏まえ、連携支援事業の計画期間（連携支援計画の計画期間は原則五年とする。）において地域経済牽引事業に対して実施する支援の全体像やその実施時期等について定めるものとする。

また、連携支援計画については、主に連携支援事業を実施すると想定される地域の基本計画と整合を図るよう努めるものとする。

ただし、連携支援計画を申請する時点で、主に連携支援事業を実施すると想定される地域に基本計画が存在しない場合において、その後、基本計画が同意された場合には、当該基本計画と整合を図るよう努めるものとする。

(2) 連携支援事業の実施方法

連携支援事業の実施に当たっては、研究開発等から販路開拓等まで地域経済牽引事業に必要な支援

が提供されるように役割分担及び責任体制を明確化する必要があることから、次の事項について定めるものとする。

① 地域経済牽引支援機関間の具体的な役割分担及び責任体制

② 地域経済牽引支援機関間の連携体制の具体的な構築方法（地域経済牽引支援機関間での連携協定の締結や定期的な情報交換や連携方針を協議するための会議の開催等）

附 則

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則 （令和三年三月二六日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年七月三〇日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附 則 （令和四年十月十九日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年七月二十五日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通
省告示第一号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一ト(1)の規定は、この告示の施行の日前に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第六項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による主務大臣の同意を受けた基本計画についても適用する。

附 則 （令和五年十二月二八日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通

省告示第二号)

この告示は、公布の日から施行する。